

浜松市議会議員の資産等の公開に係る報告書の閲覧並びに
政務活動費収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧について

◆浜松市議会議員の資産等の公開に係る報告書の閲覧

「政治倫理の確立のための浜松市議会議員の資産等の公開に関する条例」第 5 条第 2 項及び「同条例施行規程」第 11 条に基づき、浜松市議会議員の資産等の公開に係る報告書の閲覧を実施します。

- 1 閲覧開始日 令和 5 年 6 月 30 日(金)
- 2 閲覧場所 浜松市役所市政情報室・各区役所市政情報コーナー
- 3 閲覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び
12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間を除く)

4 公開内容

報告書名	公開事項
資産等補充報告書 (第 2 号様式)	・ 令和 4 年中に、議員本人が新たに所有することになった以下の資産等で、令和 4 年 12 月 31 日において所有するもの ①土地 ②建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 ③建物 ④預金等 ⑤有価証券 ⑥自動車等 ⑦ゴルフ会員権 ⑧貸付金 ⑨借入金
所得等報告書 (第 3 号様式)	・ 令和 4 年分(令和 4 年 1 月～12 月)の各種所得の金額 ・ 令和 4 年中に贈与を受けた財産に係る贈与税の課税価格
関連会社等報告書 (第 4 号様式)	・ 令和 5 年 4 月 1 日において、報酬を得て役員等に就いている法人等の名称、住所及び職名

- 5 その他 ・ 平成 31 年度から令和 4 年度までに提出された報告書については、議会事務局において閲覧可能です。

◆政務活動費収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧

「浜松市議会政務活動費の交付に関する条例」第 11 条第 2 項及び「浜松市議会政務活動費収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧に関する規程」に基づき、政務活動費収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧を実施します。

- 1 閲覧開始日 令和5年6月30日(金)
- 2 閲覧場所 浜松市議会事務局内
- 3 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除く)
- 4 公開内容 令和4年度交付分政務活動費収支報告書及び証拠書類の写し
- 5 その他
 - ・平成30年度から令和4年度までの書類の写しは、議会事務局にて閲覧できます。
 - ・平成30年度から令和4年度までの収支報告書及び令和2年度から令和4年度までの証拠書類を、浜松市議会ホームページで公開します。